

「飯能市公立保育所のあり方に関する基本方針（素案）」に対する
パブリックコメントの実施結果について

標記パブリックコメントにつきましては、市民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。今後は、基本方針に基づき取組を進め、本市全体の保育の質の向上に努めてまいります。

ご意見の概要につきましては、概ね原文のまま掲載させていただきました。（個人が特定される可能性がある文言等については掲載しておりません。）

1 実施概要

実施期間	令和7年1月7日（火）から令和7年1月20日（月）
実施場所	市役所（3階）市役所市政資料コーナー、飯能駅サービスコーナー、市民活動センター、各地区行政センター、子育て総合センター、児童センター、美杉台児童館、保健センター、図書館、こども図書館
提出件数	9件

2 意見等の概要と市の考え方

受付番号	意見	市の考え方
1	P14⑤こども誰でも通園制度（仮）メリットばかりが取りざたされているが、デメリットを見る限り、保育士不足の今、制度が先行しすぎる上で、犠牲になるのはこどもたちだと思います。現時点での導入は反対です。現場が混乱するのではないかと心配です。	本市では、国が本格実施するとしている令和8年4月実施に向けて、情報収集及び準備をしています。
2	障害があり、公立で入られる場所はありませんでした。食事が1才以下の為、離乳食になる。（飲み込みと嚙む力が弱い） 看護師さんがいる保育園を増やしてほしい。（他の子供の為にもなる。）どうぞよろしく願いいたします。	公立保育所で看護師を配置しているのは、令和6年度は山手・加治東・美杉台保育所の3か所です。また0歳児の受入を実施している保育所はこの3園の他、原市場保育所です。看護師の配置先は受入のこどもの状況によるため毎年同じではありません。 公立保育所での医療的ケア児の受入については、令和7年度から山手保育所において受入できるように準備をしております。実施可能なケアの範囲等については保育課に個別にご相談ください。

3	<p>今回の素案を見せていただきました。将来への推測は最もですが、少子高齢化や人口減少・地域活性化の対策が見当たらず未来を創る子供達を増やす事や、新しい方が住みやすくして、吾野地区の活性化や環境保全・地域振興の為の方策がまったくありません。</p> <p>基幹施設にまとめるだけの施策では両吾野地区の活性化はありません。保育所・学童施設・小学校・中学校が維持していける方向に体制や市の施策を考えていただきたい。地域では一生懸命にそれらの活動を支えている方が居ます。無駄にしないでください。</p>	<p>本基本方針につきましては、公立保育所の今後のあり方について検討し、その方向性や考え方を基本方針としてまとめたものとなっています。</p> <p>お質しの地区ごとの活性化や環境保全、人口の増加や地域振興等の方策につきましては、総合振興計画や地区別まちづくり計画の中で示しておりますので、連携して進めてまいります。</p>
4	<p>地域振興・少子化対策・過疎化防止・自然環境保持、若い方が山間地に住める様に吾野の基幹施設である吾野保育所は残してください。</p> <p>保育所を市街地に基幹施設として大型化しすぎる事は、インフルエンザ及び感染症対策や保育士の働きやすさにも問題が出ます。</p> <p>吾野地区から市内まで子供を預けるとなると30分片道必要で、仕事をしているお母さんには条件が悪すぎます。公共に出来ること、私立で出来ることを考えて生活条件を悪化させないように望みます。</p>	<p>地域からの貴重なご意見として頂戴し、今後の検討の参考とさせていただきます。また、人口減少地域における保育についても、保育の確保に向けて検討させていただきます。</p>
5	<p>吾野保育所に第1希望で入所申し込みをしましたが入所出来ませんでした。(第2希望の所へ入所)</p> <p>その後、吾野で2次募集をすると聞いたのですが、今決まっている所をキャンセルしてからでないと応募出来ないとの事。両方とも入所できなくなると働けませんのでどうしようも出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ第1希望者を落として2次募集をしたのでしょうか? ・吾野在住のこどもを優先してほしい。 	<p>保育所の入所については、ご提出いただきました入所申請書の内容を基に保育の必要性を点数化し、また、年齢別の入所こども数に応じた適正な面積、保育士の配置基準による保育士数などを考慮し、調整しながら、第一次審査を行っております。また第一次審査後に希望保育施設の変更希望者、辞退者等により、空枠となった場合のみ第二次審査を実施しています。ルールに基づき入所調整を行っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>

6	<p>吾野の住民にとって子供達はかけがえのない宝となっています。その子供達を預ける保育所・小学校・中学校は大変大きな物として考えています。高齢化が進む吾野地区であっても移住してくる子供連れの家族もいます。また、吾野に残ろうとしている若い貴重な御夫婦もいます。</p> <p>是非、保育所・小・中学校は残して頂きたい。また、吾野在住の子供を優先して保育所に入れて頂く事を切に願います。</p>	<p>地域からの貴重なご意見として頂戴し、今後の検討の参考とさせていただきます。また、人口減少地域における保育についても、保育の確保に向けて検討させていただきます。</p>
7	<p>飯能の自然を活かした魅力ある子育て環境、保育所があれば子育て世代の移住者が増え、飯能市のこどもは増えるように思います。</p> <p>新しい保育所の場所や建物を考え直すならば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所は森に隣接させて森の中で遊べるように（できれば川も） <li style="text-align: center;">↓ ・その森を地域の方と整備する（できれば田畑も子ども達が体験できるように整備されるのは理想的） ・園舎を飯能の間伐材や西川材を使って建てる ・あけぼの森公園のキノコの家のような走り回り遊びたくなるような園舎を（日当たりは良い方がいい） 	<p>本市の豊かな自然を活かし魅力ある子育て環境を整備していくことについては、これまでも、本市の公立保育所で進めてきた特色のある保育とつながると考えます。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、今後、保育所の整備等をする際には、本市の自然を活かした魅力ある子育て環境となるよう進めてまいります。</p>
8	<p>7:00 から開所して欲しい。</p> <p>フルタイムで働いていて7:30 だと仕事に間に合わず困る。7:00 の民間しか選べず、枠が少なく保育園申し込み落ちてしまった。</p> <p>土曜日1日開所の園を増やして欲しい。</p>	<p>現在、公立保育所は、全ての保育所で7時30分から開所となっております。土曜日1日保育は、山手保育所1か所のみですが、令和7年度からは1か所増やし美杉台保育所でも実施予定となっております。民間保育施設等では4か所が7時00分から開所、土曜日1日保育はほとんどの施設で対応しております。</p> <p>本市の公立私立がそれぞれ特色を出し、保育ニーズに全体として応えられるよう引き続き検討してまいります。</p>
9	<p>1. この方針の問題点は、「基本方針」の最大の目的が市の財政負担をなくすことにあるということです。本来、基礎的自治体・市町村は自らの行政がそこに住む主人公・市民の暮らしにどう役立っているか、市民の要求にどう応えて</p>	<p>1. 本基本方針の目的については、「市域全体の保育の質の向上」と「持続可能な保育の提供」としております。今後の人口減少や未就学児</p>

<p>いるのかを目的に存在しているはずで、市が次代を担う子どもたちが育つ場・保育所の在り方を検討するのであれば、飯能の子どもたちにとって保育行政はどうあるべきなのか、公立保育所、私立保育所は保育を必要とする子供たちに「のびのびと子どもたちが育ち、心豊かに成長する場になっているのか」を基本にして、飯能市全体の行政の現状を分析すべきです。「少子化による子ども数の減少の中、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、仕事と子育ての両立支援に関するニーズが高まり多様化している」というなら、その視点から市の保育行政はどうあるべきかを検討するのが当然です。ところがそれは枕言葉に過ぎず、「ただただ公立保育所は私立保育園に比べ財政は全部持ち出して大変、古くなり建て替えが必要だがお金が大変だ。だから、公立は統廃合したい。私立保育園に任せたい」ということが前面に出ている内容になっています。</p>	<p>の減少も見据え、どのようにしたら公立保育所だけでなく私立保育園等も含めた保育の質の向上を目指すことができるのか。また、多様なニーズに応え、かつ安全な保育環境を整備するなど持続可能な保育を提供し続けていくためにはどのように進めるべきかなどについて、これまでの経過や現状を踏まえ検討を行い、基本方針としてまとめておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>
<p>2. まず財政問題について極めて不正確な内容になっています。公立は私立と比べ、全部市が一般財源で負担しているが、私立になれば4分の1負担で済むと盛んに述べています。国の保育制度における財政負担についての是非論は置いていても、基礎的自治体における地方交付税の積算では、公立保育所を設置していればその運営に必要な金額は基準財政需要額に算定され、地方交付税額として交付されています。飯能市においても地方交付税額が令和5年度決算資料でも明らかのように交付されています。地方交付税はまさしく市の一般財源であり、それを保育所に使うかどうかは市の考え次第です。地方財政の仕組みを市民が知らないと考えて、こうした手法を使うのは市民を欺くものです。飯能市の行政を執行するものが公立保育所を持っていると“損”だと考えるのなら子ども福祉法24条が掲げている「市町村は保育に欠ける子どもの保育実施責任を負う」を理解できていない証と言わざるを得ません。</p>	<p>2. ご指摘のとおり、公立保育所の整備・運営に係る経費については、国から地方交付税が措置されていますが、その金額は全てではなく一部となっています。ご意見を踏まえ<u>基本方針（案）P10、（4）に「公立保育所運営費は国の地方交付税制度に位置づけられている」旨、追記しました。</u></p> <p>児童福祉法第24条には、市町村による保育の実施義務、直接実施が規定されており、保育を必要とする子どもに対し、市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに、関係者の連携・調整を図る旨の全体的な責務があるとされています。</p> <p>必要な保育の確保とは、公立保育所の設置・運営だけではなく、私立保育園や認定子ども園等も含めたすべての関係者の連携や調整を行</p>

<p>3. 市は、公立保育所を基幹型保育所にして保育の質の向上に向けた役割を担うとしていますが、それは現行の公立保育所でのスタッフと体制で可能なのでしょうか</p> <p>1) 良質な保育の提供と子どもたちに対する豊かな対応能力の確保はその仕事に携わる職員の意欲と良好な処遇条件を前提に、十分な研修や勉強に培われた専門性と長い多様な保育経験の蓄積によってのみ獲得できるものです。公立保育所の職員の構成比は正規3割、非正規7割となっており、私立保育園の6対4より大幅に劣っています。これも市が保育園はお金を食う存在と考え、身分が不安定で且つ処遇が劣悪な状態のおかれている非正規職員を大量に配置していても問題ないと考えているからです。こうした環境では正規もましてや非正規職員はそこで長期間意欲を持って働き、安定して自らの専門性を向上させることは困難です。雇用主の飯能市は、国が非正規で良いと言っているからとか、お金が大変と財政上の理由を挙げていますが、未来を担う子どもを本当に大切にしているとは到底思えない所業です。</p> <p>2) 公立保育所に求められる役割として基本方針では次の3点を挙げています。第一はセーフティーネット機能としての役割として災害時や不測の事態での受け皿、私立保育園での受け入れ支援、第二に身近な地域の子育て支援拠点としての役割、第三は保育の質を確保するための基幹的な役割を上げています。こうした役割を基礎的自治体・飯能市が果たすべきことは当然であり必要なことですが、これらの役割は子ども支援センターなどが担うのがふさわしいと言われています。ところが方針では、その役割を日常的に保育に欠ける子どもを定員一杯預かっている現行の保育所に押し付けています。それも正規職員が3割しかいない公立保育所に。そうした役割を現行の公立保育所が担うことは到底不可能であり、かつ本末転倒である。日常の保育に穴をあける、手抜きしろと言っているに等しいことです。新しい役割はそのため必要な人員と人材を整備して行われるべきもので、当然こうした役割をどういう形で果た</p>	<p>い、保育の利用保障を全体的に下支えするものであると考えております。</p> <p>3. 山手保育所については、開設当初から2階の子育て総合センターと連携し、市の子育てや保育の中心施設として基幹的な役割を担ってきました。</p> <p>また、既に、保健師、看護師などの専門的な資格を持ったスタッフを配置し、事業についても、一時預かり、土曜保育などを行い、令和7年4月からは医療的ケア児の受入体制も整える予定となっていることから、山手保育所を基幹型保育所として設置するものであります。</p> <p>次に、公立保育所職員の構成比については、正規職員数と会計年度任用職員の割合を示す表を掲載しましたが、正規職員が減少して会計年度任用職員を増やしているわけではなく、過去10年間において、児童数は減少しているものの、正規職員と会計年度任用職員の数はほとんど変化していません。公立保育所の会計年度任用職員については、クラス担当の保育士のほか、増加傾向にある配慮の必要な児童の保育に加配保育士を配置するなど、充実を図るために必要な人数となっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p>
--	---

<p>すのかを考えるのは市のこども支援部なり保育課です。そのための人材確保を初め方法や体制を真剣に検討すべきでした。それらの真剣な検討を全くせずに、基幹型保育所の名をもって公立保育所の統廃合の口実にするなどは無責任であり、恥すべきことです。</p> <p>3) 基幹型保育所論について、基本方針では「市域全体を一つの保育提供地域と捉え、官民の連携をより強化しつつ、これまで公立保育所が蓄積してきた知識や経験を生かした地域の子育て支援の役割を充実、底上げするため」基幹型保育所を設置するとしています。そのため、山手、加治東、美杉台の3保育所を基幹型保育所に移行するとしています。そして、基幹型保育所は保育の提供をする保育所機能のほか、地域の子育て支援、保育の質の向上を行うとしています。簡単に言えば、残されたわずかな他の公立保育所と私立保育園の上位の保育園、スーパーバイザー保育園として保育園として保育を指導する役割というべきものでしょうか。しかも地域の子育て支援として、一時預かり事業、医療的ケア児の受け入れ、土曜保育事業、地域の子育て支援事業も担うとしています。これは本来各地域に設置されるべき子育て支援センター的機能をイメージした施設と考えるのが妥当と思われま。本来子育て支援センターは地域の子育て相談を専門的知識（保育、医療、心理等）を持った経験豊かなスタッフで行い、合わせて一時保育、緊急保育、病児保育など通常の保育所では果たせない役割を担う施設として整備されるべきものです。飯能市がこうしたサービス提供するのは当然あり且つ必要ですが、体制も設備も検討・することなく、既存の公立保育所に押し付けることは、現に保育所で暮らすこどもの育ちそのものを阻害し、地域住民の子育て支援の期待を裏切るものであり、「百害あって一利なし」と言っても過言ではありません。正規職員3割、非正規職員7割の公立保育所に幾重もの過重な役割を押し付ける愚行です。2004年に東京都葛飾区から始まった「基幹型保育所」なるものは公立保育所の統廃合の口実に使われてきましたが、全国各地ですでに多くが破綻していることをこの方針作成に関わっている職員は知っているのでしょうか。</p>	<p>基幹型保育所の設置については、公立保育所の統廃合を目的とするものではなく、市域全体の保育の質の向上を図っていくための取組となります。</p> <p>基幹型保育所としていく山手保育所につきましては、山手保育所内に一時預かりスペースが設置されており、2階の子育て総合センターでは、地域子育て支援拠点「どんぐりルーム」の実施のほか、相談室、研修室も備わり、助産師、保健師、栄養士による相談が定期的を実施されるなど、妊娠期から子育て期に渡って、切れ目ない子育て支援を総合的に行うことのできる施設となっております。</p> <p>また、令和7年度から、山手保育所において医療的ケア児の受入体制を整備するため、令和6年度から保育所内に保健師と看護師を配置するなど、既にスタッフも確保しているところです。</p> <p>今後、基幹型保育所としていく保育所につきましても、事業の実施に必要な人員を配置する予定であります。</p> <p>また、これらの取組により、公立・私立あわせて市内全域の保育の質の確保や充実が図れるよう努めてまいります。</p>
--	---

受付番号1～9 追記・修正等の状況	○P10（4）公立保育所の状況①保育所設置運営の規制緩和による公立保育所の 運営費等の状況に追記
----------------------	---

大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。